

対象工事番号 (支援室が記入)									
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【交付様式：4-3(1)】

空家毎に1枚のシートを作成して下さい。2戸以上の住宅について申請する場合はシートを追加して作成して下さい。

6. 改修工事の内容：空家（イ. バリアフリー改修工事）

交付申請要領（参考1）
に準じるものとする。

部屋番号 101

（空家）申請工事内容をチェックし、工事内容を確認する書類も添付して下さい。

分類	工事種別	施工部位等（工事チェック欄）	工事内容を確認する書類（添付）
イ バ リ ア フ リ ー 改 修 工 事 （ 空 家 ）	手すりの設置 ただし、工事後対象住宅のバリアフリー性の要件となる場合は2箇所以上の対応が必要となる	☐ 便所 ☒ 浴室 ☐ 洗面所又は脱衣所 ☐ 浴室・便所・洗面所・脱衣所以外の居室 ☐ 玄関、廊下又は階段	☒ 手すりの設置箇所毎の改修工事前の写真及び改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等）
	段差解消 既存の段差を無にする工事とする。ただし、勝手口等は差を小さくする工事も含む。	☒ 勝手口等以外の出入口 ☐ 廊下の床 ☐ 勝手口等、上り框、浴室出入口	☒ 段差解消工事箇所毎の改修工事前の写真及び改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） 勝手口等、上り框、浴室出入口の場合は寸法が分かるようにメジャーを当てて撮影してください。
	廊下幅等の拡張 おおむね750mm以上に拡張する工事とする。ただし、浴室出入口は600mm以上。	☐ 出入口 ☐ 廊下等	☐ 廊下幅等の拡張箇所毎の改修工事前の写真及び改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） 寸法が分かるようにメジャーを当てて撮影してください。
	浴室の改良	☐ 床面積の増加(おおむね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法が1,200mm以上) ☐ 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 ☐ 固定式の移乗台、踏み台等の設置 ☐ 水栓器具の改良（設置・交換）	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真 浴槽のまたぎ高さは寸法が分かるようにメジャーを当てて撮影してください。 ☐ 工事を実施する箇所毎の仕様が確認できる資料
	便所の改良	☐ 床面積の増加(長辺の内法寸法1,300mm以上又は便器と壁の距離が500mm以上) ☐ 座便式の便器に交換する工事 ☐ 座便式の便器の座高を高くする工事	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真 必要に応じて寸法が分かるようにメジャーを当てて撮影してください。 ☐ 工事を実施する箇所毎の仕様が確認できる資料
	出入口の戸の改良	☐ 開戸を引戸、折戸等に交換 ☐ 開戸のドアノブ交換 ☐ 戸車等戸の開閉を容易にする器具の設置	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真 ☐ 工事を実施する箇所毎の仕様が確認できる資料
	階段の設置・改良 既存階段の撤去を伴うものに限る。	☐ 階段	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 既存階段の写真 踏面・蹴上に寸法が分かるようにメジャーを当てて撮影してください。
	転倒防止	☐ 便所 ☐ 浴室 ☐ 洗面所又は脱衣所 ☐ 浴室・便所・洗面所・脱衣所以外の居室 ☐ 玄関 ☐ 廊下 ☐ 階段	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真 ☐ 工事を実施する箇所毎の仕様が確認できる資料

※1 完了実績報告で改修内容に応じて指定されている添付写真（工事前・施工中・工事後）がない場合、補助対象とならない場合もありますのでご注意ください。

（注）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成27年度】工事計画書

対象工事番号 (支援室が記入)									
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【交付様式：4-3(2)】

空家毎に1枚のシートを作成して下さい。2戸以上の住宅について申請する場合はシートを追加して作成して下さい。

6. 改修工事の内容：空家（八、二）

実施する改修工事の内容として、事業要件に該当するものを全てに☑**チェック**して下さい。
なお、改修工事の要件の詳細については、交付申請要領を確認して下さい。

部屋番号

（空家）申請工事内容をチェックし、工事内容を確認する書類も添付して下さい。

分類	工事種別	施工部位等（工事チェック欄） 空欄の場合は施工箇所を記入して下さい		工事内容を確認する書類（添付）
ハ	他用途から賃貸住宅に用途変更するための改修工事	☐		☐ 改修工事に係る計画図面 ☐ 賃貸住宅に用途変更する工事の施工箇所の改修工事前の状況を撮影した写真
ニ 入居対象者の居住の安定の確保を図るため居住支援協議会が必要と認める改修工事	住宅の間取りの変更に係る工事	☐	空家	☐ 改修工事に係る計画図面 ☐ 工事を実施する箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真
	設備（台所・洗面等）の利便性向上に係る工事	☐	空家	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真
	遮音性・防音性の向上に係る工事	☐	空家	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真
	断熱性・気密性の向上に係る工事	☐	空家	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真
	防犯性の向上に係る工事	☐	空家	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真
	照明や給湯器等の設備の高効率化工事	☐	空家	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真
		☐	空家	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真
		☐	空家	☐ 改修工事の実施箇所が確認できる書類（図面等） ☐ 工事を実施する設備・箇所毎の改修工事前の状況を撮影した写真

- ※1 完了実績報告で改修内容に応じて指定されている添付写真（工事前・施工中・工事後）がない場合、補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。
- ※2 所管の居住支援協議会ごとに認める改修工事が異なります。補助対象となる工事内容を、事前に所管の居住支援協議会に必ずご確認ください。
完了実績報告で所管の協議会が意図する工事内容に適合しないことが判明した場合、施工済みであっても補助対象外となる場合があります。なお、この場合、当支援室は一切責任を負いませんので、ご納得のうえ申請してください。

（注）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成27年度】工事計画書